

東京大学ヒューマニティーズセンター 第15回オープンセミナー

UN Conduct: From Social to Legal Accountability for Sexual Exploitation and Abuse in Peacekeeping Operations

国連のアカウンタビリティ：国連平和活動における性的暴力と搾取—社会的アカウンタビリティから法的アカウンタビリティまで

- ▶ 2019年8月9日（金）17:00 - 19:00
- ▶ 東京大学 伊藤国際学術研究センター3階 中教室

入場無料 | 事前登録不要

報告者：Marsha Henry（総合文化研究科・外国人研究員）

報告者：キハラハント 愛（総合文化研究科・准教授）

使用言語：英語（一部、日本語）



フランクフルトのユースティティア（正義の女神）像

【概要】

このセミナーでは国連が平和活動における性的暴力・搾取の問題についてどのような対策を取ってきたかを検証する。社会的アカウンタビリティは、要員に対する研修や、受入国の人々に社会的な害を与えないように計画された一連のツールを含む。教材やリスク分析のツールは対人レベルで有意義であるが、安保理決議は人道分野における性的暴力・搾取・ハラスメントの問題を国際的に認識させるために役立った。国連のアプローチに現代の平和活動要員の職業文化をよりの確に反映させることが重要である。法的アカウンタビリティは被害者を適切に保護できていない。法的アカウンタビリティの枠組みは複雑で、何重もの捜査の過程、管轄権の問題、特権免除の適用、証拠に関する法・規則、複数のアクター間の司法協力、被害者・目撃者・内部告発者の保護、民事訴訟、認知請求、そして国連被害者基金など、多くの制度と手続きがあり、常にモニタリングが必要である。これらのアカウンタビリティ対策が国連平和活動や国連全体の社会変革する限界と可能性は、どのように考えられるのだろうか。